

1章 計画の背景と趣旨等

1. 計画策定の背景と趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の期間

1. 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成19年3月に、障害者基本法に基づく「行方市障害者基本計画」と障害者自立支援法（現障害者総合支援法）に基づく「行方市障害福祉計画」を同時に策定し、障害者及び障害児が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスにかかる給付その他の支援を実施しています。

図表1 基本計画年度

平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度
← 「行方市障害者基本計画」(10か年) →											
第1期 行方市障害福祉計画			第2期 行方市障害福祉計画			第3期 行方市障害福祉計画			第4期 行方市障害福祉計画		

第1期（平成18年度～平成20年度）の主な動き

- ◇ 行方市玉造保健センター内に「地域包括支援センター」を開設し、市健康増進課・介護福祉課・社会福祉課の窓口とともに、障害のある方やその家族などからの相談に対応しています。
- ◇ 市内・近隣の事業所や施設は、自宅での生活を支援する訪問サービスや日中活動を支援するサービス、居住の場を提供するサービスなど、障害のある方やその家族の生活を支援する体制の充実を進めています。
- ◇ 「行方市地域自立支援協議会」を平成19年度（平成20年2月21日）に設置し、障害福祉全般の協議を行う場として、福祉、保健、医療、教育、雇用等、多分野の機関・団体が参加し、情報の共有や個別ケースの検討などを行っています。

第2期（平成21年度～平成23年度）の主な動き

- ◇ 本市には法定の入所施設はなく、3箇所の福祉作業所が主に身体・知的障害者の自立や社会参加の拠点となってきましたが、平成21年4月には1カ所に統合され、行方市地域活動支援センター「ドリームハウス」として障害者の自立や社会参加の新たな拠点となりました。
- ◇ 平成21年度、平成22年度には市内に就労継続支援B型の施設として「フリーダム」、「いもや」が完成し、知的・身体及び精神障害者を含む、在宅生活者の日中活動の受け皿として活動がなされています。

第3期（平成24年度～平成26年度）の主な動き

◇ 平成24年度には市内に生活介護及び就労継続支援B型の施設「いきいきサポートセンター コスモス館」と生活介護及び共同生活介護の施設「ケアホーム ひなたぼっこ」が開所になりました。

また、平成25年度には行方市地域活動支援センター「ドリームハウス」で就労継続支援B型を開始しました。さらに平成26年度にはグループホーム「すずらんハウス」と就労継続支援B型「まんでん」が開所になりました。

このように、障害者の日中活動や就労支援の場が市内に拡大したことにより利用者も増加しており福祉施設から一般企業へ9名が就労しています。

今回、障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」の改定時期にあたり、第3期計画の目標及び基盤整備の進捗状況を点検・評価し、第4期（平成27年度～平成29年度）計画を策定します。

なお、第4期計画の策定は第3期同様に、国における障害福祉計画策定基本指針の改正事項や障害者総合支援法に基づき、県が策定する「障害福祉圏域」との整合性に配慮するものとします。

《茨城県障害福祉圏域》

茨城県では平成8年度に策定した茨城県障害者プランにおいて、計画を総合的かつ効果的に推進するために、障害福祉圏域を設定しました。

本市は「鹿行障害福祉圏」に属しており、圏域内の国や県の機関及び関係市（鹿嶋市・潮来市・銚田市・神栖市）との連携により、施策の充実を図ります。

図表2 障害福祉圏域の施設

障害者就業・生活支援センター（9か所）	
1.水戸地区障害者就業・生活支援センター (水戸市)	6.障害者就業・生活支援センターKUI MA (常陸太田・ひたちなか)
2.慶育会障害者就業・生活支援センターなかま (筑西市)	7.障害者就業・生活支援センターまゆみ (日立市)
3.障害者就業・生活支援センターかい (石岡市)	8.つくばLSC 障害者就業・生活支援センター (つくば市)
4.障害者就業・生活支援センターかすみ (土浦市)	9. 障害者就業・生活支援センター慈光倶楽部 (古河・板東)
5.かしま障害者就業・生活支援センターまつぼっくり (鹿嶋市)	

発達障害者支援センター（1か所）
茨城県発達障害者支援センター (茨城町)

地域療育等支援事業（9か所）	
1. 県立あすなろの郷（水戸市）	6. 鹿島更生園援護寮（鹿嶋市）
2. あゆみ園（水戸市）	7. あじさい学園療（八千代町）
3. 尚恵厚生園（土浦市）	8. つくばライフサポートセンター（つくば市）
4. 青嵐荘療育園（古河市）	9. 愛正会記念 茨城福祉医療センター（水戸市）
5. デイステーション銀の笛（石岡市）	

【第4期障害福祉計画に係る国の基本方針】

(1) 計画の作成プロセス等に関する事項

○PDCAサイクルの導入

- ・少なくとも年に1回は、成果目評等に関する実績を把握し、分析・評価を行い、必要あると認められるときは、計画の変更等の措置を講じる。

(2) 成果目標に関する事項

①福祉施設から地域生活への移行促進

- ・平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上を地域生活へ移行。
- ・施設入所者数を平成25年度末時点から4%以上削減。

②精神科病院から地域生活への移行促進

- ・入院後3か月時点の退院率を64%以上とする。（平成21年から23年の平均58.4%）
- ・入院後1年時点の退院率を91%以上とする。（平成21年から23年の平均87.7%）
- ・1年以上の在院者数を平成24年6月末時点から18%以上減少。

③地域生活支援拠点等の整備

- ・障害者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村又は圏域に少なくとも1つを整備。

④福祉施設から一般就労への移行促進

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の2倍以上とする。
- ・就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末の利用者から6割以上増加。
- ・就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。（平成23年度実績27.1%）

(3) その他の事項

○障害児支援体制の整備

- ・児童福祉法に基づく障害児支援等の体制整備についても定めるよう努めるものとする。

○計画相談の充実、研修の充実等

図表3 国における関連法制度の主な動向

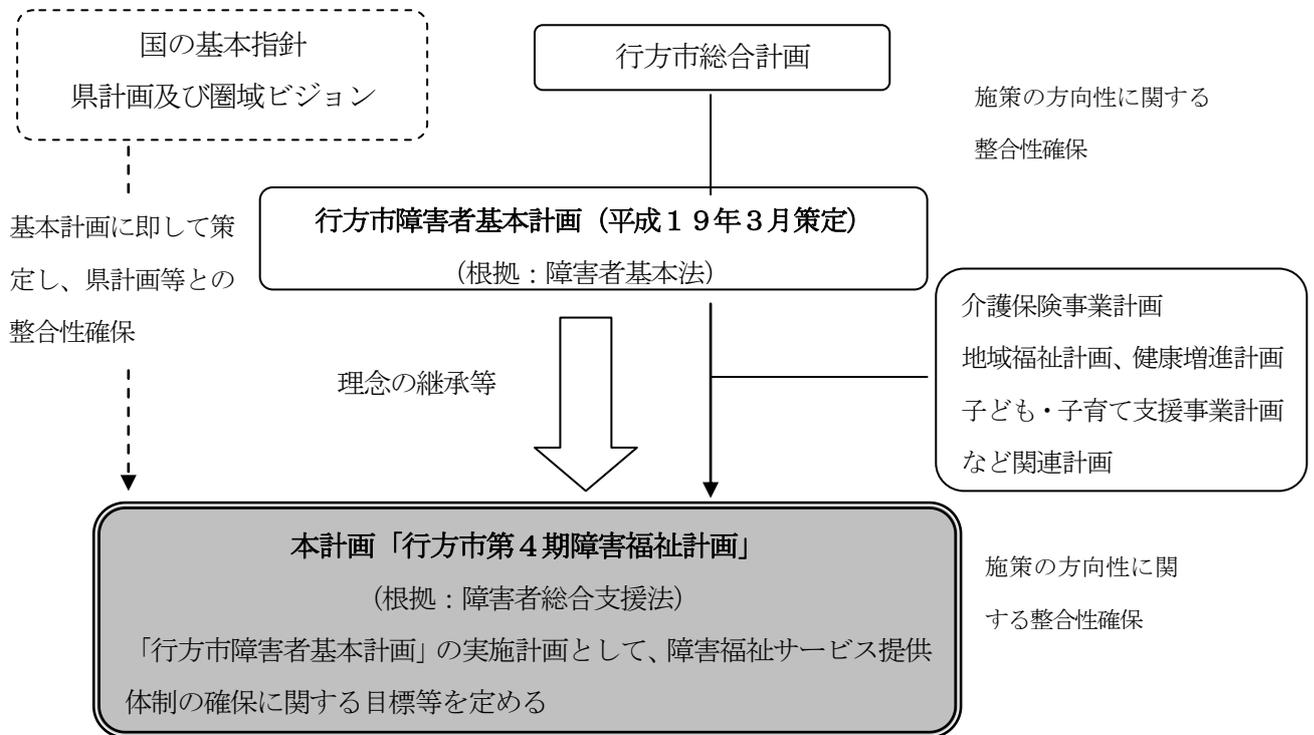
平成18年10月	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の施行（一部4月から施行） ○障害児を養育する世帯の負担軽減措置など5つの対策を実施（8月） ○平成20年度までの3年間を対象に、総額1,200億円の障害者自立支援法円滑施行特別対策を実施 ○「障害者権利条約」（仮称）への対応について、障害者権利条約への対応推進チームにおいて検討
平成19年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度を初年度とする『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の策定
平成19年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○「新健康フロンティア戦略」で、発達障害児等を支援する体制の構築や障害を有する方の活動領域の拡張を提起 ○盲・聾学校・養護学校制度を特別支援学校制度に転換すること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律」（平成18年6月成立）が平成19年4月から施行
平成19年12月	<ul style="list-style-type: none"> ○「重点施策実施5か年計画」の後期計画（計画期間平成20年度～24年度）を発表 ○与党障害者自立支援に関するプロジェクトチーム「障害者自立支援法の抜本の見直し報告書」発表 ○抜本の見直しに向けた緊急措置（平成20年度予算案）発表
平成20年 7月	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法の抜本の見直しに向けた緊急措置により、障害福祉サービスの利用者負担額の見直しを実施
平成20年 3月	<ul style="list-style-type: none"> ○厚生労働省が障害者自立支援法等の一部を改正する法律案を国会へ提出
平成21年12月	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣に障がい者制度改革推進本部が設置
平成22年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○低所得者の障害者等につき福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化
平成22年12月	<ul style="list-style-type: none"> ○第176回国会にて「障がい者制度改革推進本部における検討を踏まえて障害保健福祉政策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（通称 障害者自立支援法改正案）が成立
平成23年 8月	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者基本法の一部を改正する法律が公布・施行
平成24年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者自立支援法及び児童福祉法一部改正により相談支援の充実や障害児支援の強化実施
平成24年10月	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者虐待防止法施行
平成25年 4月	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者総合支援法施行
平成25年 6月	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者差別解消法成立（平成28年4月施行）
平成26年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ○日本において障害者の権利に関する条約を批准

2. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として位置づけられるとともに、本市が平成19年3月に策定した「行方市障害者基本計画」に基づき、主に福祉サービスの提供に関わる実施計画としての性格をもっています。

また、国の基本計画に即して、かつ、県計画及び障害福祉圏域との整合性を確保する必要があるとともに、市の上位計画である「行方市総合計画」や「介護保険事業計画」など関連計画との整合性にも配慮しています。

図表4 本計画の位置づけ

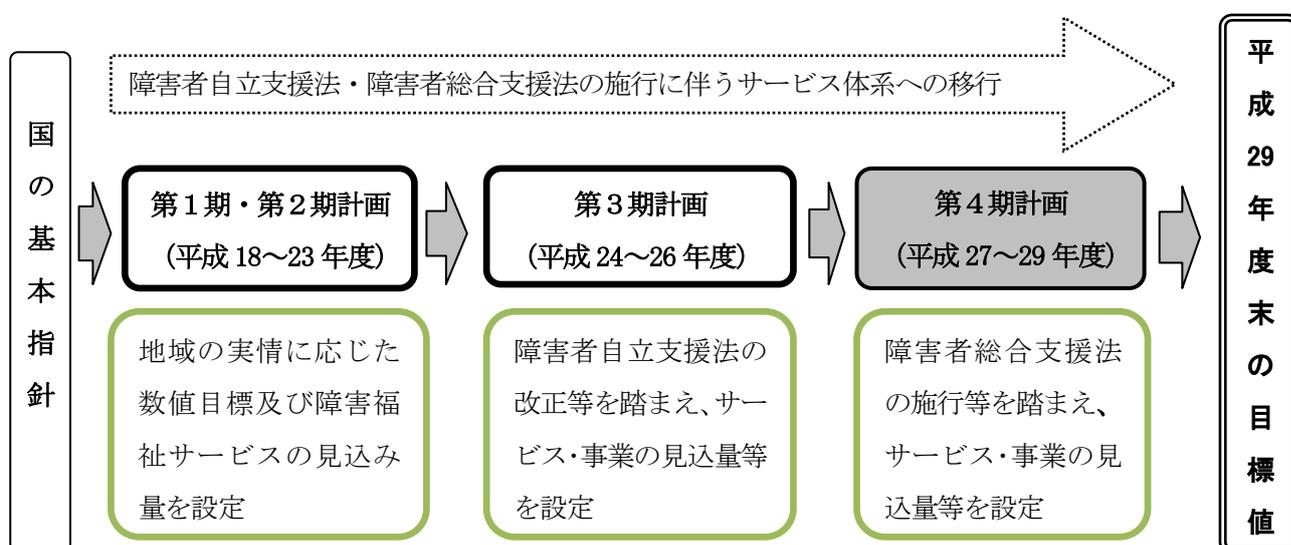


3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とする。

図表5 計画の期間の考え方

第1期計画	平成18年度	～	平成20年度
第2期計画	平成21年度	～	平成23年度
第3期計画	平成24年度	～	平成26年度
第4期計画	平成27年度	～	平成29年度



第2章 第3期の動向と評価

1. 障害者の現状

(1) 手帳所持者数

(2) 難病患者数

(3) 障害支援区分の認定状況

2. アンケート結果による現状

(1) アンケートの概要と結果について

(2) アンケート結果からの課題等

3. 第3期計画の評価

4. 今後の課題と方向性

1. 障害者の現状

(1) 手帳所持者数

平成26年3月31日現在の手帳所持者数は、身体障害者手帳1,406人、療育手帳300人、精神障害者保健福祉手帳150人の合計1,856人となっており、総人口の約5%（4.94%）が手帳所持者という状況です。

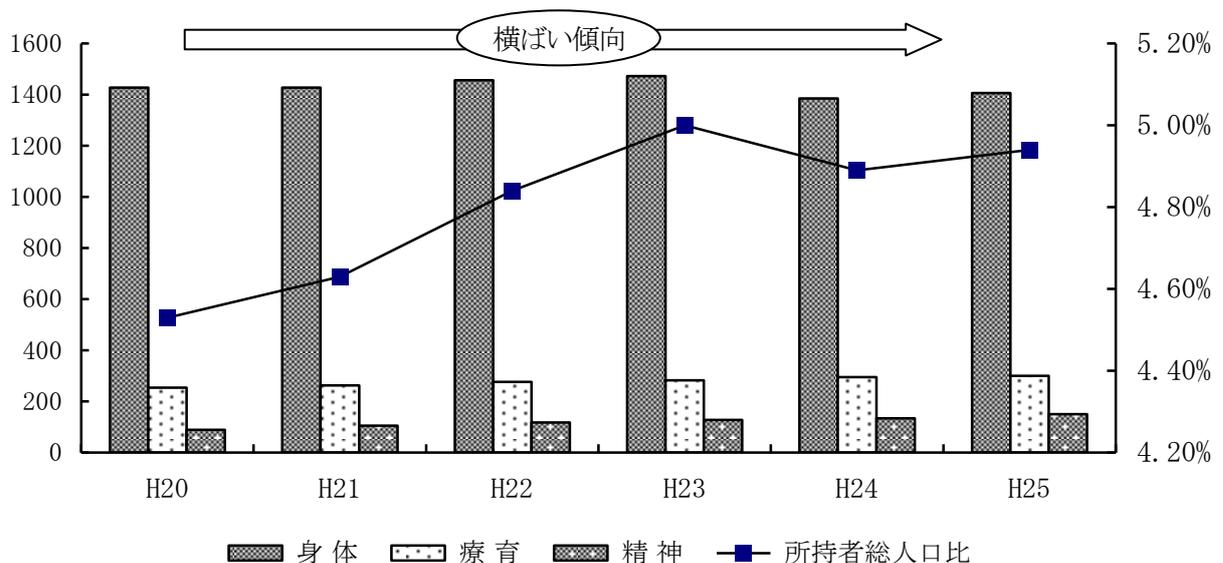
平成20年度から平成25年度までの所持者の伸率は身体障害者手帳が1.47%減ですが、療育手帳所持者18.11%増、精神障害者保健福祉手帳68.54%増と高い伸率となっています

図表6 手帳所持者数

各年度末現在（単位：人）

手帳種類	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	伸率
身体障害者手帳 (総人口比)		1,427 (3.65%)	1,428 (3.68%)	1,456 (3.81%)	1,472 (3.91%)	1,385 (3.73%)	1,406 (3.74%)	△1.47
療育手帳 (総人口比)		254 (0.65%)	262 (0.68%)	276 (0.72%)	283 (0.75%)	295 (0.79%)	300 (0.80%)	18.11
精神障害者保健 福祉手帳 (総人口比)		89 (0.23%)	105 (0.27%)	118 (0.31%)	128 (0.34%)	134 (0.36%)	150 (0.40%)	68.54
計 (総人口比)		1,770 (4.53%)	1,795 (4.63%)	1,850 (4.84%)	1,883 (5.00%)	1,814 (4.89%)	1,856 (4.94%)	4.86
総人口【参考】		39,111	38,767	38,249	37,695	37,114	37,564	△3.96

図表7 手帳所持者数の推移



身体障害者手帳所持者の内訳

等級別で見ると、1級の460人と2級の230人を合わせた重度の方が約5割を占めます。

障害別で見ると、肢体不自由者が809人で全体の約6割を占め、次いで内部障害者が399人と3割を占め、年々増加傾向にあります。

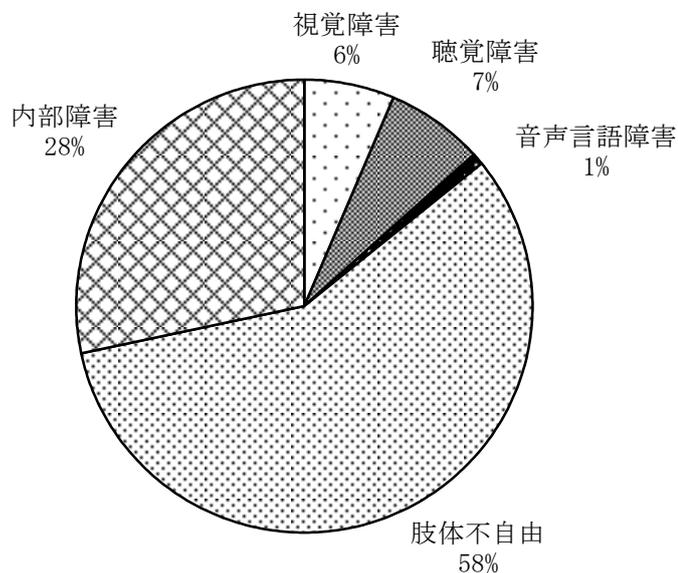
肢体不自由者の内訳は、下肢不自由が362人、上肢不自由が325人、体幹不自由が113人、脳原性運動機能障害（上肢・移動）が9人です。

図表8 障害・等級別の内訳

平成25年度末現在 (単位：人)

	視覚障害	聴覚障害	音声言語障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	46	9	0	148	257	460
2級	23	24	1	180	2	230
3級	4	26	4	149	45	228
4級	4	11	5	204	95	319
5級	7	0	0	91	0	98
6級	5	29	0	37	0	71
計	89	99	10	809	399	1,406

図表9 障害別の割合



療育手帳所持者の内訳

年齢別で見ると、18歳未満の障害児は54人であり、平成26年11月現在の特別支援学校等に通学している人数は、43人です。

学校から社会への移行にあたっては、市内の就労継続支援B型事業所にて実習を体験した後に、関係機関との支援ネットワークを形成し、本人の意向に沿った進路支援を行います。

- 《就労支援事業所》
- ・行方市地域活動支援センター「ドリームハウス」
 - ・「いきいきサポートセンター コスモス館」
 - ・障害者就労継続支援B型事業所 「いもや」
 - ・障害者就労継続支援B型事業所 「フリーダム」

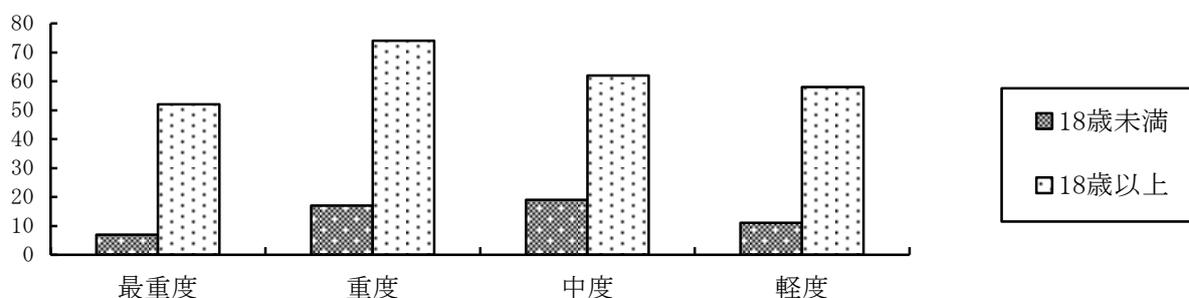
- 《主な連携関係機関》
- ・鹿島特別支援学校
 - ・移行先（企業・施設等）
 - ・常陸鹿嶋公共職業安定所
 - ・障害児（者）地域療育支事業コーディネーター（鹿島更生園）
 - ・かしま就業・生活支援センター まつぼっくり（鹿島育成園）
 - ・行方市社会福祉協議会

図表 10 年齢・等級別の内訳

平成25年度末現在（単位：人）

年齢 \ 等級	最重度 (A)	重度 (A)	中度 (B)	軽度 (C)	計
18歳未満	7	17	19	11	54
18歳以上	52	74	62	58	246
計	59	91	81	69	300

図表 11 等級別所持者数



精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳

手帳所持者は平成25年度末には150人で総人口比0.4%である。

なお、自立支援医療費（精神通院）受給者証の交付を受けている人は374人で、手帳所持者は受給者証交付者の40%という状況です。受給者証の交付者、手帳所持者ともに年々増加しています。

図表 12 等級別の内訳

平成25年度末現在（単位：人）

所持者	1級	2級	3級	計
	37	90	23	150

図13 自立支援医療費（精神通院）受給者証交付者数 (単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
所持者	257	262	334	358	374

(2) 難病患者数

難病患者に対する医療費の助成制度は保健所が窓口で申請が行われ、認定者には一般特定疾患医療受給者証が発行されています。

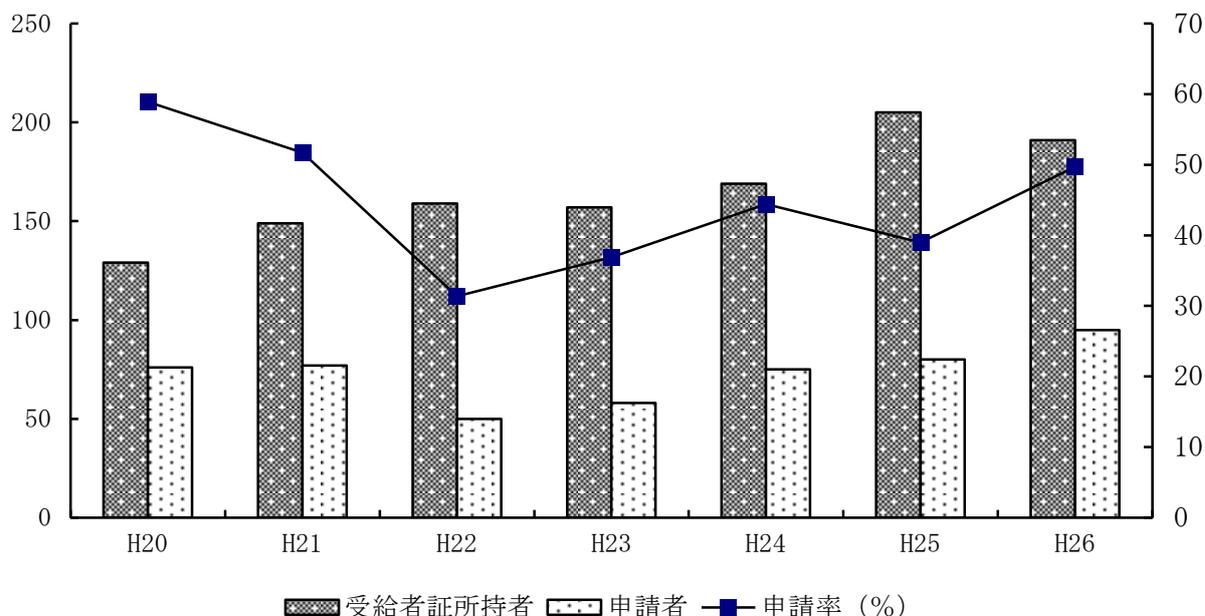
行方市では、平成20年度から申請者に対し「難病患者見舞金」(年額10,000万円)の支給を実施しています。

平成27年度からは、対象となる疾病が56から約300に拡大されますが、新たな個人負担金の発生があることから年額20,000円に増額し福祉の向上を図るとともに制度の周知に努めます。

図表14 難病見舞金申請者数 (単位：人)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込数)
受給者証所持者	129	149	159	157	169	205	191
申請者	76	77	50	58	75	80	95
申請率 (%)	58.9	51.7	31.4	36.9	44.4	39.0	49.7

図表15 申請者数及び申請率の推移



(3) 障害支援区分の認定状況

障害福祉サービスのうち、18歳以上の方が障害福祉サービスを受ける場合には、鹿行広域事務組合審査会の審査を経て、市が障害支援区分の認定を行います。

認定者数は、平成26年11月現在で198人となっており、そのうち知的障害者が約半数の93人と最も多く、18歳以上の療育手帳所持者の約4割の人が認定を受けています。次いで身体障害者72人、精神障害者が21人、難病患者のみでの申請をする人はいませんでした。

図表 16 障害支援区分の認定状況

平成26年11月末現在 (単位：人)

	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	計
身体障害	0	12	16	6	13	25	72
知的障害	1	7	14	18	27	26	93
精神障害	4	9	5	2	1	0	21
身体・知的	0	0	2	0	2	8	12
難病	0	0	0	0	0	0	0
計	5	28	37	26	43	59	198

図表 17 障害別の割合

